

平成 26 年 7 月 7 日

企業との共同研究による発明の取扱いに関するガイドライン

国立大学法人大阪大学
産学連携本部

本ガイドラインは、大阪大学(以下「大学」という。)と企業との共同研究から創出された発明及び発明から得られる権利の取扱い等に関する本学の基本的な考え方及び方針を示すものです。

1. 企業との共同発明の位置づけと課題

- (1) 長年に亘って蓄積された大学の知と最新の技術・情報が企業側の研究開発・事業戦略と一致し、共同研究を実施することが双方にとって有益であると判断されたときに、産学の共同研究が開始されることが通常です。共同研究の相手方企業(以下「パートナー企業」という。)からは共同研究遂行のための直接経費と産学官連携の推進を図るために必要な経費(産学官連携推進活動経費)をご負担いただきますが、大学においては共同研究に関与する教職員等の人件費や既存の研究設備の維持・管理・充実に関する多額の費用を負担しています。このような企業との共同研究の件数は年々増加の一途を辿っています。
- (2) 共同発明が創出された場合、パートナー企業は自己実施し、製造・販売して収益を上げることができます。パートナー企業は第三者へライセンスを供与しなくても一定の収益は期待でき、かつ他者からの防衛としても有効に活用できます。一方、大学は、共同発明を商業目的で自己実施できないため、パートナー企業が実施したときの金銭的還元及びパートナー企業が同意したときの第三者ライセンス以外に収益を上げる方策はありません。
- (3) 共同発明は、法律上は公平な取扱いに見えますが、商業目的で実施できない大学とパートナー企業の間には、実際は大きな不平等が生じています。この不平等を是正するために、パートナー企業が共同発明を実施したときは、大学はパートナー企業に対して金銭的還元をお願いしています。
- (4) 現状ではパートナー企業の研究開発・事業戦略や諸般の事情で実施されない共同発明が多数存在すること、企業からの上記金銭的還元には長期間を要することなどから、財源の脆弱な大学が企業との共同発明の出願等費用(出願等及び権利保全の手続きに要する費用をいう。)を持分にに応じて負担することは実質的に不可能に近く、また、大学が出願等費用を継続的に負担する合理的理由も見出せない状況に至っています。

(5) 大学が、自らの知と技術を企業へ移転することにより、社会貢献を永続的に行っていくためには、限られた財源の中で運営していく方策を確立することが喫緊の課題です。この認識の下に、考え方・方針を以下に提示し、企業のご理解とご協力をお願いするものです。

2. 発明及び発明から得られる権利の取扱いに関する考え方・方針

共同研究から創出された大学単独発明やパートナー企業との共同発明のうちパートナー企業での実施が予定されていないものは、大学は出願可否を含めて自らの評価に基づき適切に処理します。しかし、パートナー企業から出願時に実施の要望が出されたときは、パートナー企業に出願等費用(出願等及び権利保全の手続きに要する費用をいう。)の全額をご負担いただき、その後の主な取扱いは以下の通りといたします。また、パートナー企業から大学持分の譲渡の要望が出され、譲渡することに合理的な理由が認められるときは、譲渡に応じるものとします。

- (1) 共同研究から創出された大学単独発明は、最初にパートナー企業に対して当該発明に関する関心の有無を問い合わせます。当該企業から実施許諾の要望が出された場合は、パートナー企業に出願等費用をご負担いただき、実施される場合は対価の還元を求めます。
- (2) 当該大学単独発明に関してパートナー企業から譲渡を求められた場合、合理的な理由があるときは、時期を問わず譲渡いたします。
- (3) 当該大学単独発明に関してパートナー企業から実施許諾の要望のない場合は、出願の是非も含めて、大学の裁量で適切に取り扱います。
- (4) パートナー企業から共同発明の実施の要望が出された場合は、パートナー企業に出願等費用をご負担していただき、独占的に実施する手続きをしたときは、大学は不実施補償を求めます。なお、パートナー企業が非独占実施を望んだ場合であっても、パートナー企業以外に実施することが困難であるような場合には、パートナー企業による独占実施であるとみなします。
- (5) パートナー企業から共同発明の大学持分の譲渡を求められた場合、合理的な理由があるときは、時期を問わず譲渡いたします。
- (6) パートナー企業が出願等費用を負担している共同発明を非独占的に実施した場合は、大学は不実施補償を求めません。大学は、第三者許諾及び譲渡を積極的に行い、得られた収益は持分に応じて配分します。パートナー企業は、合理的な理由がない限り、当該活動を拒絶しないものとします。

以上